

第三十四回国会 衆議院 商工委員会議録 第四十号

昭和三十五年五月十一日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 中村 幸八君
理事大島 秀一君 理事小川 平二君
理事小平 久雄君 理事南 好雄君
理事田中 武夫君 理事松平 忠久君
理事武蔵 武雄君

始関 伊平君 田中 榮一君
中井 一夫君 野田 武夫君
細田 義安君 渡邊 本治君
板川 正吾君 勝澤 芳雄君
小林 正美君 櫻井 奎夫君
東海林 稔君 八木 昇君
和田 博雄君 加藤 謙造君
北條 秀一君

出席政府委員

法制局参事官 吉國 一郎君
(第三部長)

通商産業事務官 松尾 金藏君
(企業局長)
通商産業事務官 今井 善衛君
(鐵道局長)
建設技官 神田 治君
(住宅局長)

委員外の出席者

専門員 越田 清七君

五月十日

日朝直接貿易実施促進に関する諸願
外二件(稻葉修君紹介)(第三三九三
号)
同(北村徳太郎君紹介)(第三三九四
号)

同外四件(河本敏夫君紹介)(第三三
九五号)

第一類第九号

商工委員會議録第四十号 昭和三十五年五月十一日

同外二件(福田一君紹介)(第三三九
六号)

同外三件(松浦周太郎君紹介)(第三
三九七号)

かんがい排水用電気料金値上げ反対
に関する諸願(竹山祐太郎君紹介)
(第三四三七号)

菓子貿易の自由化に関する諸願(池
田清志君紹介)(第三四三九号)
同(床次徳二君紹介)(第三五二四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

割賦販売法案内閣提出第一一八号)
繊維工業設備臨時措置法の一部を改
正する法律案(内閣提出第九八号)

○中村委員長 これより会議を開きま
す。

割賦販売法案を議題とし審査を進め
ます。

前会に引き続き質疑を続行いたしま
す。田中武夫君。

○田中(武)委員 きのうに引き続きま
して、あと残りの質問をいたしたいの
ですが、最初に、きのうの質疑応答の
中で、まだ明確になっていなかった
点、すなわち第二条第二項の商品の中
には不動産を含むのかどうかというこ
とです。含まないという政府委員の答
弁であります。それではこの法律の
条項の中から、解釈的にどういうこ
ろから不動産を含まないのかというこ
とを明確にしてもらいたい、こう申し

上げておいたのでありますので、その
後法制局において検討せられた結果を
お伺いしたいと思ひます。

○吉國政府委員 昨日申し上げました
ことを要約して初めに申し上げます
と、商品という用語は商取引の対象に
なる物品という意味で、法令上はほぼ
物品と同様な意味において用いられて
おります。そして不動産を含まない意
味において用いるのが通常の例である
ということ、昨日申し上げたわけで
ございますが、その例をいたしまし
て、まず商品という用語の用例を申し
上げますと、第一は民法の百七十三
条におきまして、二年の短期時効を定め
ておりますが、その中で第一号におき
まして、「生産者、卸売商人及び小売
商人が売却する物及び商品に代価」
という言葉をあげておりますが、この
場合の商品という用語は、その前の方
に「生産者、卸売商人及び小売商人が
売却する物」という形容詞が入ってお
るとのことからいたしまして、動
産であるというふうに考えられるので
あります。

第二は、商標法第二条第一項、これ
は商標の定義の規定であります。それ
から同条の第三項は商標の使用の定義
でございますが、ここで用いられてお
ります商品の用語も同様であろうと存
じます。

第三の例は、不正競争防止法第一条
第一号及び第三号から第五号まで、同
法第二条第一項第一号、第三号、第四
号並びに同法第四条第一項から第三項

までにおきまして、不正競争鎮圧のた
めの種々の規定を設けております。そ
の中で商品という用語を使っております
場合も、あるいは商品の容器包装な
どの用語を使っておりますので、これ
も動産のみを指称するものと考えてお
ります。

第四番目には、商工會議所法の第九
条であります。ここでは商工會議所
の事業を行うたつておるのであります
が、その第五号において「商品の品質
又は数量」云々に関する「証明、鑑定
又は検査を行うこと」というのをあ
げておりますが、これも従来の考え方
では動産たるもののみを考へておると
いうことでございます。

第五番目には、私的独占の禁止及び
公正取引の確保に関する法律第二十四
条の二、これは再販価格維持契約に
関する規定であります。及び同法第
二十四条の三、これは不況カルテルの
規定であります。これらの規定にお
きまして商品の用語を用いております
が、これもこの性格よりいたしまして
動産たる物品を指称するものと考えて
おります。

第六番目には、計量法第七十二条、
これは正確に計量する義務、第七十三
条及び第七十四条、これは一定の表示
をいたした容器を使用する場合に
ございまして、同じく第七十五条正味
量の表記、同じく第七十六條の品質の
表記、これらの規定におきまして商品
の用語も同様のものであらうと考へてお
ります。

第七番目に、これは若干今までの例
と違ひますが、商品取引所法という商
品の字を用いた法律がございまして、
その商品取引所法の第二条第二項にお
きましては、商品というのを特に定義
して用いておりますので、特に動産あ
るいは不動産について問題は生じない
わけでございますが、参考までに申し
上げますと、商品取引所法におきまして
商品は綿花、綿糸、綿布等、第一号か
ら第十号までの品目を掲げておりまし
て、これはすべて動産たるものをあげ
ておるわけでございます。

次に物品の用例を申し上げたいと思
ひますが、物品という用語を使いまし
たものといたしましては、第一は商法
の第五百五十一条、これは問屋の規定
でございますが、「問屋トハ自己ノ名
ヲ以テ他人ノ為メニ物品ノ販売又ハ買
入ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ」、この
場合の物品は動産を指称するといふこ
とは學者の著書にも明らかでございます
す。

第二番目には、これは昨日も申し上
げましたが、百貨店法第二条において
物品販売業という文字を用いておりま
す。

第三番目には、小売商業調整特別措
置法第二条第一項において、購買会事
業を行なうものに関する措置命令を定
めておりますが、ここで「物品を供給
する」という用語を用いております。

第四番目には、地方税法の第七十二
条第五項におきまして、地方税のうち

事業税の課せられます事業を列挙いたしておりますが、その第一号に「物品販売業」カッコいたしまして「動植物その他普通物品といわないものの販売業を含む」という用語をあげております。この物品の中には不動産が入るかどうかが一応問題になるわけですが、同法の第七十二条第五項第三十六号に「前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの」という文言を置いておまして、これに基づいて地方税法施行令第十條の三第二号において不動産売買業というものをあげております。これは物品販売業の中に不動産の売買は含まないという考え方に基づいて、不動産売買業を別に規定したものでございます。

第五に、古物営業法第一條第一項におきまして古物の定義をいたしておりますが、そこで「古物」とは、一度使用された物品若しくは使用されない物品で、使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入をしたものをいう」という文言を用いておりますが、この場合の物品も当然動産と考へております。

第六番目に、同じようなものでございますが、質屋営業法第一條で質屋営業の定義をいたしておりますのも、動産として用いております。

同じような例は、倉庫業法第二條第一項あるいは消費生活協同組合法第十二條第四項及び第五項等に見られるわけでありまして。

今まで例をあげましたように、商品あるいは物品の用語は、ほぼ例外なく不動産を含まないようになっているのが例であるということではできると思ひます

が、ただ、通常の社会通念といつたしまして、商品という用語が不動産は全然除外するものであるかどうかというところになりますと、経済学的な意味におきましては、不動産業者、たとえば土地、建物の売買業者が持っている不動産というものは商品と言えることは当然でございますので、法律上の商品の用語を、特に不動産というものを除外しなければならぬ、除外することの特には明らかにする必要があるというような場合にどう扱うか、こういうようなことは従来その例がございまして、今までの例では、特に不動産を除くということの規定したものはございませぬけれども、この第二條第二項あるいは第三項等におきまして特に問題になるという場合にございまして、また国会において御研究いただくことも必要かもしれない、かように考へております。

○田中(武)委員 今の法制局第三部長の検討の結果の御答弁はよくわかりました。しかし、商法以下十数にわたる法律を掲げられましたが、私聞いておりました、たとえば商法の制定当時とは今言っておるような家屋の建て売りという商売はなかった。おそらく商法制定当時は、そういうことを予期していなかったから当然動産だ、こういうことだと思つたのです。それから計量法とか百貨店法あるいは古物営業法、そういうものをあげられましたが、これはその法律の性格上当然動産だ、こういうことが常識的にわかるものなんです。たとえば計量法で土地、建物をはかる重さをはかるというようなことはあり得ない。古物またしかり。ことに質屋

法においては、これは質権の性質上動産に限ることは明らかであります。不動産の質権といふのは、今では担保物権とか何とか、いろいろな不動産を動産の質権と同じような扱いをしなうという学説はございまして。しかし、不動産は原則としては抵当権であつて、動産は原則として質権であるというところは民法上の通念なんです。それをあげられることは当然その法律の性格上動産であることが明らかなるものに対してあげられておるわけなんです。そういう点で、今日この割賦販売法案において私が問題にしておりますのは、現にここで予定しているような方法による割賦販売が不動産において行なわれておる。そこで、商品というときには疑問が出てくる、こういうことを申し上げておるのです。従ひまして、今法制局第三部長のおっしゃつたそれ自体から、直ちにこの商品が不動産を含まないという解釈は出てこないのではなから、商法制定当時あるいは商工會議所法制定当時には、そういう業務はありましたが、その後、また古物商等に不動産を持つていくというようなことは、社会通念上考えられるでしょうか、いかがでしょうか。

○吉岡政府委員 ただいまも例示をあげました際に申し上げましたように、従来の「商品」とか「物品」とかいう用例につきましては、特に不動産を除くということを示す例は、これは特にはございませぬけれども、それは特に明らかにする必要がなかったというところでございまして。従ひまして、この法律の第二條第二項あるいは第三項におきまして、特にその趣旨を明らかにしなければならぬという格段の必要があるとお認めになります場合には、あるいはそういうことも必要かもしれません。ただこの規定のみに不動産を除くというものをいれまして、これが注意的な規定であるとか、あるいは特に創設的な規定であつて、本来は不動産を含むものであるけれども、この法律においては含まないものであるかという点で、解釈上また問題になりまして、従来の法律で単に「商品」とあるいは「物品」と用いてあるものにつきましては、反対解釈といつたしまして不動産を含むのではないかというやうな混乱を生ずるといふやうなこともあります。これは問題でございますので、その点は研究を要する問題ではないかと思つております。

○田中(武)委員 今おっしゃつたように、従来の法律はその法律の目的、性質上、あるいは対象物それ自体から、特に不動産を含まないのだということ考へる必要がなかった、あるいは制定当時そういうことを予想しなかつたというところは、今おっしゃつた通りだと思つたのです。ところが、今日のこの割賦販売法二條二項においては、現に行なわれておるから問題なんです。たとえば百貨店法をあげられておるが、きのうも申し上げましたが、現在百貨店が不動産を扱っていないから、商品といへば動産だ、こうくるのです。ところが、百貨店がたまたま百貨店の商売の仕方として不動産を扱わないだろうと思つたが、しかし扱うことになればこれがかかってくると思ひます。ことに、地方税法で、今あげられたように事業税に關連して、政令でわざわざどうたつておるということは、今まで商品

としておる。しかし事業税においては、今私の申し上げておると同じように、やはり不動産を含むのではないかというところが疑問になる、その点から政令で不動産を含む、こうやつたと思つたのです。それならば、逆に言うならば、この場合不動産を含まないという考へ方なら、その点をどこかにする必要があると思ふ。そこで、私局長に申し上げたいのですが、私の申し上げておるのとは、この商品の解釈を言つておるのではないのです。もちろん解釈も申し上げておるのですが、その裏は、不動産もやれ、私はこういう考へ方なんです。不動産もやるべきではないか。現に建て売り住宅営業というものが行なわれておるわけなんです。しかも、それが今この法律において考へておるやうな頭金を取り、そして何回かの掛金をして、最後にやはり所有権を移転しよう、こういう形式で行なわれておるの、いわゆる購入者との間に問題を起こしておるの、こういう住宅月賦会社といふものが、いろいろの会社がおります。名前をあげるといけませんから申し上げませんが、きのうも申し上げたように、週刊誌等で騒がれた事件が起きておる。そういうものに対して、せっかく割賦に対する基本法を作ることから、なぜそれを入れないかということなんです。ことに商品について特に不動産をどうするかということについては、国会において考へてもあつてもいいという法制局の御答弁であります。同時に、局長は、この際は不動産は入れないのだと考へておるが、私は不動産を入れるべきではないかと申し上げておるので、ここに小平

さんもおられますが、本法修正の話し合いのときには十分この点を考えてもらいたい、このように考えまして、この項に対することは、これ以上申し上げても平行線になるうと思ひますので、これでやめます。しかし、不動産を入れることについて、局長は他の所管だからこんなうささいものを騒ぎたくないというお気持なのか、入れなくともいいのだという考え方の基礎はどうなんでしょうか。もう一べん伺います。

○松尾(金)政府委員 不動産の売買につきましては、割賦販売が行なわれておることは御指摘の通りでございますが、ただこの割賦販売の実態あるいはその実情がどういふものであるか、私も必ずしもつまびらかにいたしておりませんが、常識的にいわれておりますところから私どもが判断いたしまして、この法案の内容として盛っておりますようないわば秩序整理の方法が、直ちに不動産の割賦販売にはまるかどるか。むしろはまらない点が多いのではないかと思ひます。今例としてあげられしたのは建て売り販売で、しかも同じような格好の家をたくさん作つて、同じような条件で売るといふ特殊の場合を例としてあげになつたようでありまして、私どもが聞いております範囲でも、ある程度金を積んでもらつて、そうしてあとはその買主の希望する設計で家を建ててやるというふうな場合が、むしろ相当多いと思ひます。この法案の内容に盛っておりますようなものには、ほとんどはまらなうと思ひます。そういうことを考えますと、この法案の立案の際に考えましたような、不動産の割賦

販売について現在行なわれております実態を考慮して立案をいたしましたところを、そのまま不動産の割賦販売にはめするわけにはいかない。それは私も聞いております限りでも、別途その面の検討がせられておると聞いておりますが、その一方で不動産割賦販売によく実態に適合した立法論を考えていただく方が適當であらうというのが、私どもの考え方でございます。

○田中(武)委員 この二条二項の「定型」というところに若干の疑問がある。従ひまして局長の言つておられることもわからぬことはいわねえんですが、一つの理由は所管が違ふからであらう。現在行なわれておる建物の割賦販売の実態がわからぬから、こういうことも一つの理由だと思ふので、この点は委員会において研究する必要があると思ひます。従ひまして先ほど私も申しましたが、政府委員の考え方は私の主張とは若干違つておりますが、考え方はわかつたから、この点はもう一度委員全体として検討して考え、われわれが修正等のあるときを考えていくべきものじゃないか、こう思ふので、委員長の方にも一言申し上げておきます。

それから、次に二項をやつたついでです。三項についてお伺ひいたします。ここで割賦購入あつせん業に関する規定があるわけなんです。現に専門店協同組合とかなんとかいう協同組合自体が主体となつて割賦販売をやつております。もちろんチケット販売について、そのチケットを出して、その加盟組合のところで買う、こういう一般的なものはこの法律では入らないやうになつておると解釈するのです。

しかし現にこの法律でいうやうなあつせんをやつておる協同組合がある。この場合ここでいう三項の者、これはやはり現実に売つておる小売屋がその業者になるのか、協同組合自体がここでいうあつせんをやる、割賦販売をやる主体になるのか、その辺をはつきりしてもらいたいと思ひます。

○松尾(金)政府委員 現在協同組合等で行なわれておりますいわゆるチケット販売の場合であらうと思ひますが、その場合には、そのチケットを発行しております協同組合が、この第二条第三項にいうことになりまして、割賦購入あつせん業者ということになるわけでありまして、そのチケットを持つていけば物を売つてくれる。その場合にはおそらく協同組合の組合員であらうと思ひますが、それはこの第三項にいう業者と特定の販賣業者から云々という販賣業者に当たらないわけでありまして、この法律の中で定義されておりますものは、この場合には協同組合が第三項の規定の定義の中に入つております。ただ実際問題としてあつた方の規定にもございまして、協同組合につきましても登録その他の規定の適用は除外されております。

○田中(武)委員 そうすると、もう一べん確認いたしておきますが、協同組合が主体となつて現にやつておるチケット等で購入する場合、その対象の商品がいわゆる指定商品であつた場合、ここでいうところの主体は協同組合自体である、その小売屋でない、これでいいのですか。

○松尾(金)政府委員 第三項の場合には、指定商品云々という限定をしておりませんが、今のお話は、たまたまその

のチケット販売されるものの中に第二項でいうやうな指定商品があつた場合には、この第三項の場合、そのチケットを持つていけば売つてくれる、ここでいう加盟店でございますが、その加盟店はいわば総合割賦販売の販賣機関ということでありまして、そのものが直接割賦販売をやつておるわけではございません。従つて第二条第一項、第二項の適用はない、いわゆる個品月賦販売業者ではございません。第二条第二項にいう指定商品を扱つておられます、それはこの法律にいう業者といふことではないかと。

○田中(武)委員 たまたまその中に指定商品があつた場合、その加盟店はチケットを発行してゐる団体の販売をする加盟店でありますから、その加盟店はただチケットに対して物を売つておるというだけでございまして、その加盟店自身が割賦販売をしてゐるわけではございません。従つてここでいう割賦販売店ではない。ただチケットを発行してゐるその機関が協同組合であつても、いわゆるここでいう割賦購入あつせん業者であるといふところまであります。

○田中(武)委員 わかりました。次に四条の三号に「賦払金の支払の時期及び方法」という言葉があるのですが、この方法は、たとえば取り立てとか、持参とか、いわゆる店頭へ持つていって払うとか、あるいは外交員が取りに来るとか、あるいは第二条のカッコの指定の銀行へ入れるとか、

何かこういういろいろな方法があると思ふのですが、そういうことを意味しているのかどうか。それからその場合五条の「十五日以上の相当な期間」というこの期間の進行、計算の進行は、その方法によつて履行せられなかつた場合といふことになるのか、たとえば債務の履行といふことは定められた方法によつて履行することだから、取り立て債務の場合、外交員がお金を取りに来たら本人は払う氣であつたが、来なかつたからおくれたというやうな場合がある。そのときには、債権者遅滞といふやうな関係になると思ふので、と、第三号の方法といふこととの関連及び期間の進行、——要は金さへ、どんな方法でも払つたらそれでいいのだという、こんな簡単な解釈をしていいのか。今申しましたやうな履行の形式までを考へるのかどうか、この方法といふものに関連してお伺ひいたします。

○松尾(金)政府委員 第四条第三号にいうております「時期及び方法」という内容は、今御指摘になつた通りであると思ひます。第五条の「支払の義務が履行されない場合」という「場合」の解釈でございまして、今例としてあげになりましたところに即して申し上げますと、かりに割賦販売業者の方が集金に参りますというやうな契約内容になつておりますれば、支払いの時期が来ておつても、その集金人が来ないという場合には債権者の方が集金に行かないという意味で、債権者がその義務を怠つておるわけでありまして、その期間は直ちに債権者の債務履行遅滞にはならないという解釈に相なる

だろうと思ひます。

○田中(武)委員 それでわかりました。じやたまたま外交員がサボったとか何とかという事で行かなかつたときには、ここの義務が履行せられない場合の期間の進行には入らない、こういうことですね。現実にはたとえば五日なら五日に取り立てる債務だという契約があつた、そうして十日になつても取りに来なかつた、こういうような場合には、取りに来るまでいつまでもほうつておいていいわけですね。

○松尾(金)政府委員 その通りであります。

○田中(武)委員 わかりました。

次に、きのうの焼き直しのようなことで恐縮ですが、六条の第一号の「契約のために要した費用の額」これですが、昨日の局長の答弁では契約書にある印紙代等だ、こういうことなんです。ただ単に印紙代なら十円か二十円くらいなものだ。それが契約に要した費用というのか、それとも契約に至るまで外交員が何回か足を向ける、その旅費、日当あるいは当該商品運ぶ場合の運賃、あるいは自分のところのりやカーなりトラックで送つたような場合のそういう費用、こういうものがいわゆる契約のために要した費用の中へ入らないのかどうか。これをはつきりしておかないとその場合に問題があると思う。だから契約に要した費用というのとは一体何と何となんだ、こうしておかないと、契約のために足を運んだ旅費、日当あるいは運賃までも請求するという結果が生まれると思ひます。どう考へておられますか。

○松尾(金)政府委員 その辺の具体的

のことにありますと、私も必ずしも明確にお答へする資格がないと思ひますけれども、この法案に掲げております内容の趣旨から申しますと、契約書類の作成費でありまして、印紙税といふものはきつめて明確な部分であります。それ以上に契約のために要した費用といふものはどういふものであるかという点は、やや具体的なことになりまして、具体的な場合の判断になると思ひますけれども、考へ方としてはあくまで契約の履行、解除等に伴つて、そのために特別に要した費用、ということに相なりますので、今例としておあげになりましたように、その商品の運搬をした費用とかあるいはその外交員がそのうちに信用調査のために行った費用というふうな、割賦販売業者が本来の経営の、本来の人員費、経費として当然負担するようなもの、そういうものまでこの契約のために特別の支出した費用とは考へられないであらうと思ひます。

○田中(武)委員 私はきのうその点を盛んに言つたのですが、その割賦販売業者が本来の業務として要すべき費用ではないか、この契約に要した費用といふのは、だからこんなものは入れないの、だからこのじやないか、本来の業務のうちに入るのじやないか、こうきうのう繰り返して言つておつたわけです。たまたま例としてあげた外交員の旅費、日当とか運搬とかいうことは本来の業務である、こういうことになるかと、本来の業務でないといふものにならば一体どういふものになりますか。

たとえば、考へられることは、こういふことで公正証書にすといふようなこととは考へられませんが、かりに公正証

書にしたら公正証人役場へ納める費用とか印紙代、こういうことにならうと思ふのですが、この点を明確にしておかぬとあとに紛争の種が残ると思ふ。たとえば直接費で間接費は含まないのだといふようなことをいつておつても、直接費とは何かといふことにならうと思ふのです。しかもおつしやつておるうちに、印紙とか書類の作成といふのは、おそらく印刷せられたものに記入して判を押す、これが契約書になると思ふのです。それなら、そんなものは当然その業者が本来の業務として用意しておく書類である。そうすると印紙だけだといふことになる。印紙の十円や二十円の問題を、何もわざわざここに法律に掲げる必要はないじやないか、こういう考へ方です。契約するときには、お互い笑い顔ですが、契約解除のときにはお互いが怒つた顔になると思ふのです。そのような場合に、やはり不当な要求をするだらうと思ふ。運賃とか旅費まで要求するだらうといふ考へがある。だからそういうことは絶対に含まないのだといふ点を明確にしておく必要があると思ふのです。そういうことは法律上何も明確にできないといつても、政令でやるとかあるいは附帯決議で行なうとか、何かそこははつきりしておかぬと、将来紛争の種を残すと思ふ。その点についてはいかがでしょう。

○吉田政府委員 これは本来通産省からお答へすべきことかもしれませんが、この契約のために要した費用と申しますのは、単に割賦販売の場合に問題になりますばかりではございませんで、一般の契約解除の場合に、損害賠償の中で契約のために要した費用を、

どの程度取れるかということが問題になるわけでございます。これも最終的には契約解除の案件に即しまして裁判所で判断するといふ問題になると思ひますが、原理として抽象的に申し上げますと、その契約ができたためにそれに伴つて当然必要になつたといふ意味でありまして、従ひまして、その契約ができるかできないかわからない状態において、あるいは宣伝、勧誘のために外交員が出入りするといふような費用は、これはもう当然入らないと思ひます。しかし、その契約ができたに

ために、それに伴つて販売業者の方に必要となつた費用といふものは入るわけでございます。これは非常に僅少な金額かもしれませんが契約書作成の費用あるいは印紙税を納付しなければならぬための費用、あるいは契約を履行するために、契約ができなかつたならば、そのテレビをそのうちに運ぶ必要はなかつたわけでありまして、契約を履行するためにテレビを運搬しなければならぬ、あるいは契約を解除したために、そこから品物を引き取つてくるために直接要する費用とは、これは契約のために要した費用といふことになると思ひます。運搬のための費用、たとえば倉庫から出してくるとか、本店から支店に運ぶといふようなものは、当然その販売業者の本来の営業の範囲内に行なわれる行為でございますが、具体的に、ある甲といふ人のうちへ品物を持っていかなければならぬ、そのためにりやカーで運搬した、幾らの費用もかからないかもしれないませんが、そういうものは契約のために要した費用として算入することになると存じます。

○田中(武)委員 その解釈として、今法制局の部長の言われた契約を締結したために要する費用あるいは解除したために要する費用、従つて直接運ぶあるいは返還する、この運賃は入る、こういうことでやや解釈は明確になつたと思ひます。しかし先ほど言われた一般の契約解除に伴う損害賠償とは違つた觀念でいこうといふのが本法の趣旨じやないですか、そうでしょう。おつしやるように一般の契約解除において起こるところの損害賠償の理論をもつてするならば、たとえば期待可能権に對するいわゆる無形の損失まで含むといふことも解釈上出てくると思ふ。そういうことでなく、六条によつて一般の契約解除に伴うところの損害賠償を規制しよう、これに限定しよう、こういうことなんです。それならば、契約のために要した費用といふものはつきりと限定すべきじやないか、法律でそういうことを書けないとしても、何らかの方法を必要とするのではないか、こういうふうに通ふ。それでなければせつと割賦販売法という基本法を作つても、紛争の種を残したままに法律が成立するといふことになる、こういうふうに通ふのですが、いかがでしょう。

○吉田政府委員 先ほどお答へ申し上げました点で、一般の契約解除の場合と同様であると申し上げましたのは、この第五条につきましても問題でありまして、それ以外の点につきましても、この第六条の趣旨は、一般の契約解除の場合でございますと、「損害賠償額の予定又は違約金の定め」がございしますならば、裁判所はこれを變更できないといふことになるわけござい

ますが、割賦販売契約の解除に伴う損害賠償につきましては、ここに掲げております一号から三号までのものに限定して、それ以上は請求権がないという事で、一般の契約解除の場合と差異をつけてあるわけでございまして、たとえばこの第一号の中の「契約のために要した費用の額」というものにつきましては、一般の契約解除の場合と同様に考えるという事を申し上げたわけでございます。

○田中(武)委員 それはわかるのだが、ともかく制限しようという趣旨であるなら、契約のために要した費用というの紛争になりがちなんです。それが今あなたのおっしゃったように、一般の契約解除の場合と同じように契約のために要した費用は考えるのだ、こういうことであるなら、紛争を避けてできるだけ損害賠償等についての制限をやるという考え方からはどうなんでしょう。契約のために要した費用というものを、もつとはつきりさせておく必要がある、こう思うのですが、その点どうでしょう。はつきりさせておく必要がないという事とならないでけっこうです。

○吉國政府委員 この第六条の趣旨は、今申し上げたようなことでございしますが、この第一号の「契約のために要した費用の額」とか、第二号の「当該商品の通常の使用料の額」等々につきまして、これを具体的に明らかにする方がいいではないかというお説は、まことにその通りでございまして、できれば一号、二号、三号等がもっと具体的にばつきり規定できれば通産省としても一番望ましいところであろうと存じますが、ただ非常に具体的な場合

によりまして、その費用の内容であるとかあるいは費用の額、また第二号の商品の通常の使用料の額と申しまして、種々な商品がございまして、それによりまして通常の使用料の額と考えられるものも、非常に千差万別であるということからいたしまして、ここでは一号、二号、三号というように抽象的に書いておきまして、その一号から三号までの合計額ということで、損害賠償額の予定または違約金の定めがあつてもその合計額にとどめるといふことで、通産省としてはこの損害賠償等の額の制限の規定を、最小限度必要な範囲はこの程度のものでないかととどめざるを得なかったというのが実情でございまして、おっしゃいますように、一号なり二号なり三号なりの内容を、もっと具体的に明らかにする必要は確かにございまして、今後法律を施行する上からも、行政上のいろいろな手段によりまして、個々具体的な場合に適用されるようなこまかい基準をできるだけ作って運用に万全を期するといふことは、この法律の精神からいたしまして必要なことであろうと思ひます。

○田中(武)委員 法律の文句として、それがたがたと、事実上書けない、こういうこともわかります。だがしかし、私が申し上げておるように、紛争が契約解除に伴って起こるであろうという予測はつくわけなんです。そこで委員長に申し上げておきたいのです、これは法修正という格好はとれないとしても、附帯決議という事で考えるか、あるいは通産省におきまして通牒とか何かの方法において明確なものを一応基準を設けておく必要がある、そういうのをわれわれに一応示していただいてきめる、こういうことも必要かと思ひますが、この点問題を残して次にいきたいと思ひます。

次に第七條関係でございしますが、これは所有権移転に関する推定でございしますが、この点を質問するにあたりまして、がたがたといろいろ言葉が軋みまして、かきかたと思ひますので、その点あからかじめ割賦販売業者を甲、購入者を乙、購入者よりその商品を譲り受けた第三者丙を、それから甲すなわち割賦販売業者の債権者を丁、こういうふうに一応仮定をして今から質問申し上げます。

まず第七條によりまして、賦払金の全部の支払いが終わるまでは所有権は甲に留保せられたと推定せられておる、そうならその賦払金全部を支払うまでの乙のその商品に対する地位は、どういふ関係になりますか。

○松尾(金)政府委員 まず最初にお断りしておかなければならぬと思ひますが、これは特約がなかった場合の推定規定でございまして、特約がある場合はもちろん別個のこととございします。そういう前提で申し上げますが、今の御質問の点で申し上げますと、一般的に申し上げますと、乙は所有権は持つておりませんけれども、その当該商品の占有権と利用する権利を持つておるといふことがいえるであらうと思ひます。

○田中(武)委員 その通りだと思ひます。そうすると、乙は他人のものの占有者という立場ですか。

○松尾(金)政府委員 その通りでございします。

○田中(武)委員 他人のものの占有者の通常の職務は、善良なる管理者の注

意をもつてやる、こういうことなんです。そうすると、不可抗力等によつて、すなわち乙の責めに帰することのできない理由によつて、当該商品が消滅した場合のあとにいきさつはどういうことになりませんか。もう一度あらためてその商品をもつておる賦払金を、あるいは自後の残つておる賦払金を払わないで済むのか、いわゆるそこで債権債務は消滅するのか、どういふことになりませんか。

○松尾(金)政府委員 所有権はこの推定規定によつて一応甲にございしますので、乙は占有権と利用権といひます。しかし、利用する立場にあります。しかし他人のものを占有しておるといふだけではなくて、すでに代金の一部を払つて利用する立場にございしますから、その買主の状態は、単に他人のものを善良なる管理者の注意をもつて保管するといふ義務じゃなくて、自己のものに対すると同一の保管義務という程度にとどまると思ひます。従ひまして、自己のものに対すると同一の保管義務といふことでありますから、つまり乙はそれを利用する立場にありますから、自己のものに対すると同一の保管義務がある。と同時にそのものに對する危険負担は、この場合は停止条件つきで、売買というわけではございしませんから、売買そのものはすでに終わつておりますから、そういう意味で、危険負担はやはりこの場合は乙が負担をする。つまり自分のものと同一の注意義務をやつておるなら、なお何らかの事由でそれが滅失するといふような場合には、それは乙がその危険負担をしなればならぬという解釈になるだらうと思ひます。

○田中(武)委員 いやいや、占有権を持つてゐる、しかしそれは所有権は甲にあるわけですか。そうすると、やっぱり乙のそのものに對する地位といひますか、これは他人のものの占有者といふことになるのじゃないですか。法制局、どうです。

○吉國政府委員 ただいまの御説明で、甲という販売業者が乙という購入者に対して、割賦販売によつてある物品を販売したという場合に、その割賦販売契約が締結せられて、その物品の引き渡しが終わつたという以後において、乙がいかなる地位に立つたかといふことでございしますが、これはまさに形式的には甲の所有する物品を乙が占有しておるといふ状態にございしますが、ただその場合に通常、たとえば貸借におきまして貸借人が貸借人のものを占有するといふ形とは本質的に異なつておりました、乙は代金の支払いによつて契約に定める引き渡しの時期が到来することによつて、当然に割賦販売の目的物である商品の所有権を取得すべき地位にあるものでございします。で、全く他人の物品を占有する場合とは、本質的には異なるというふうに従来の学説等では考へておるようでございします。

○田中(武)委員 そうすると、不可抗力によるその当該商品の滅失の場合には、やはり乙にその責めがくるわけですね。

○松尾(金)政府委員 その通りでございします。

○田中(武)委員 そうすると、引き続きその代金も、やはり物が滅失後も払う、こういうことですか。

○松尾(金)政府委員 その通りでございします。

います。

○田中(武)委員 そうすると、民法百九十二条の即時取得の原則は、その当該商品を甲から乙に渡したときに、適用ありますね。

○松尾(金)政府委員 即時取得の民法百九十二条の規定は、甲乙の売買のような場合には当てはまらないではないかと思ひます。御承知のように善意無過失でものを第三者に移した場合ですから……甲乙は明らかに売買という譲渡の意思を持ってやっておりますから……。

○吉國政府委員 民法百九十二条の善意と申しますのは、これは善意でないということをごさいますして、知らないということをごさいますから、売買の場合には、当然百九十二条は売買の当事者間には適用ないということですよ。

○田中(武)委員 百七十八条の物件の引き渡し、これはどうです。

○吉國政府委員 百七十八条は、物件の譲渡その他の変動に関する對抗要件の問題でございまして、百七十八条は、動産に関する物件の移転は、動産の引き渡しが必要は第三者に對抗することはできないということを規定しただけでございまして、たとえば不動産でございまして、AからBに移転した登記をもつて対抗いたします。それを動産の場合には引き渡しというものを對抗要件にするという意味でございまして。

○田中(武)委員 そうすると乙から、その形式が譲渡であらうが、売買であらうが、何であらうが引き渡しを受けた丙は、もう完全に所有権を取得しますね。どうです。甲と丙との関係はどうか。

うなります。

○松尾(金)政府委員 その場合に丙が民法百九十二条の規定しておりますような善意無過失ということでありまして、即時取得でそういうことになりまして。

○田中(武)委員 そうしますと、七条の規定がなくとも、七条と同じ趣旨の特約をした場合は同じことなんでしょう。規定があることとなんとは何ら変わりがないということになりますか、どうです。

○松尾(金)政府委員 特約がありますれば、結果は同じになります。

○田中(武)委員 そんならあえて七条を設けておく必要はどこにあるのです。特約があれば同じだということなら、おそろく割賦販売をする場合に、何らかの所有権の移転に対して特別の特約をやらなければならないかと思ひます。もしなければ、そのとき、いわゆる引き渡しのときに所有権は移転しておる。また書いてなければ、そのつもりであらうと思ひます。そんなら七条の存在価値というものはなくなる、あなたの答弁なら。そこで私は七条削除を主張したいのですが、どうです。

○松尾(金)政府委員 現在の割賦販売の実情におきまして、相当部分といえますか大部分の場合には、契約書がはつきりしております場合には、所有権留保の条項が入っておりますものが大部分、相当部分であると思ひます。従いまして、そういうものは實際上の約款の特約にまかしておけばいいではないかという考え方も、確かに今御指摘のようにあると思ひます。ただ、しかし実際問題としましては、割賦販売業者、特にその割賦販売業者が、いわゆる

る零細割賦販売等でありまして、その間の競争が非常に激しいというような場合には、やはり買主に対する気がねと申しますか、というようなことから、別段判をいただかなくてもけっこうですというようなことで、契約書もなかなか取りにくい、あるいはまた契約書をかわしても、その中に所有権留保の規定を入れておくというようなことは、どうも買主に対する気がねから申すまいというような場合もしばしばあるようでありまして。そうなりまして、やはりそういう場合にこの所有権留保の規定が、初めて生きて効果を現わすのであらうと思ひますので、この所有権留保の規定が必ずしも絶対万能薬ではないと思ひますが、今も申しますように、特約があれば一応いいということになっております。そういう意味では万能薬ではないと思ひますが、今申しましたような意味で、漏れておる弱い割賦販売業者の場合には、この推定規定が生きて働いてくる、こういうことであります。なおさかのぼって申しますと、今申しました所有権留保の特約があれば、それは法律上の所有権が明確に法律的に保留されておるということとして有効であるというような判決もございまして、しかしまた別の判決によりまして、そういう所有権留保の特約というものは、ただ購入者に代金支払いを促す心理的效果をねらった単なる例文にすぎない、ほんとうの意味の法律上の所有権留保にはならないという判決もございまして。そういう意味から申しますと、今申しました特約で済むと私は思ひますけれども、判決の例を見ますと、必ずしもそこには明確でない点もある。しかし

し実体的には、私が前段に申し上げましたことが主たるねらいとして、やはり推定規定を置いてやっていくことが、比較的弱い割賦販売業者の立場に有効に働くのではないかと趣旨でございまして。

○田中(武)委員 あなたの答弁は間違つておると違ひますか。あなたの答弁のようなら、七条は要らないのです。置くのはただ割賦販売業者のためを考えておるというだけのことでも、もちろんその規定であらうが、特約があれば何でも同じということなら、置く必要はないのです。そうでなくて、ほかにあるのでしょうか。たとえば乙から丙に渡ったときに、いわゆる特約がなければ債権関係であるから、甲は丙に対して請求できない。しかしこの規定があれば、甲は丙に対して請求できるんじゃないですか。そのねらいと違ひますか。あるいはまた乙が丙に対して転売するとか、あるいは担保に入れたとか、質屋に持っていくとか、いろいろなことがあると思ひます。そのような場合にこの規定がなければ、乙はただ債務不履行、いわゆる債権関係における義務といいますが、債務不履行の関係が出てくるだけである。ところが、これがあれば、乙が丙に渡した場合は、乙は横領罪等に該当してくるわけですよ。七条の意味はそういうことと違ひますか。あなたの言われるようなことなら、七条は要らないのです。ねらいは、あなたそれを言まわしておられるのかどうか知らぬが、七条の効果はそういうことと違ひますか。

○松尾(金)政府委員 七条の趣旨は、もちろん売り主の保護の趣旨の規定でございまして、今御指摘になりまして

たような点に、法律上のいろいろの問題があると思ひますが、要するに売り主を保護したいという趣旨の規定であります。私が先ほど申しましたのは、売り主を保護するこういう推定規定を設けなくても、実質上の特約で済むんじゃないかという御質問でございまして、私が申し上げましたのは、必ずしもそういう特約を結ばない場合がある。その場合にはこの推定規定が役に立つし、またかりに特約を結んでおつても、判決等の例では、その法律的效果に若干疑義を持つておる判決もあるのです、やはりこういう推定規定を置いておいた方が、割賦販売業者の保護規定になる、こういうことを申し上げたのであります。

○田中(武)委員 いや、七条がなくても、七条と同じような所有権留保の特約があれば、結果は同じだ、こうおっしゃったのでしよう。結果は同じですか。

○松尾(金)政府委員 私が一番最初に概括的に申ししたのは、私は大体同じであると思ひます。ただ最後に申しましたように、従来の判決例を見ますと、やはり単なる例文にすぎない、必ずしも法律的效果は同じでないという判決もあります。しかし私は概括的に申しまして、大体同じであらうということをおししたのであります。

○田中(武)委員 私はこの規定がかりにこのまま通つたとすれば、乙の立場が、いわゆる丙に物を移転した場合、横領罪等に問われてくる危険がある。あるいは甲は直接丙に対して所有権に基づいての返還請求ができる。特約の場合だけだったら、債権ですから、契約ですから、甲乙間だけにしかその

効果は発生しない。丙に渡つたら何もできない。そういう点をねらつたのと違ひますか。そうじゃないのですか。

○松尾(金)政府委員 たとい当事者間の特約でありましても、その特約によつて甲に所有権が保留されておるといふことが、先ほど申しました若干の判決例で疑義がありますけれども、そうでない限りは、当然甲に所有権が保留されておることが、私法上認められております。それが特約であつても、その特約は私法上で認められた特約によつて、甲に所有権が保留されておりますから、その所有権の保留が認められる限りは、法律的效果は私法上同じだと思ひます。

また今のお話の、乙が第三者にそれを勝手に処分した場合には、横領罪になるんじゃないかという点は、これは本来この場合代金が十分済んでいないものについて、しかも所有権保留の特約があり、あるいは特約がなくても推定規定がありますれば、原則的にはそうなると思ひます。ただ、従来私法上が聞いております限りでは、その場合に買主、この場合は乙でありま

る結果になるだろうと思ひます。

○田中(武)委員 特約でこういう規定があつた場合も、あるいは七条があつた場合も、甲乙間においては、乙の立場は同じことだ、こういうことですね。それじゃ、これは横領罪になるわけですね。特約の場合も第七条をとつた場合も、横領罪になりますね。

○松尾(金)政府委員 その通りであります。

○田中(武)委員 そうすると、先ほど私が申しました乙のその商品に対する地位、これは自己のものと同様ということですね。他人のものを占有するといふ場合に横領罪というものがあつて、出てくると思ひます。自己のものと

分のものであつても横領罪になる觀念とはまた別の問題ではないかと思ひます。

○田中(武)委員 そうすると、この乙の立場は、不可抗力による物の消滅等の場合は、自己の所有物と同じように扱われる。そしてそれが転売その他した場合、刑法上では他人のものを横領したといふふうには扱われる、そういうことですね。

○松尾(金)政府委員 その通りであります。

○田中(武)委員 法律上そういうことが成り立ちますか。刑法と民法との関係において、他人のもののという觀念、それと横領罪との構成要件、それからその物に対する乙の保管義務、責任、消滅したときのその危険の負担者等が、これで一貫してきますか。

ておる。ただ所有権の移転が代金完済、あるいは完済まで到らないでも移転する場合がございますかもしれませんが、大体の場合におきましては、代金完済を停止条件として、所有権が移転するのだという実質を持つておるわけがございまして、その関係において、単なる物の質借借とも違ひ、また単なる売買とも違ひという性格を持つておるわけであらうと思ひます。

まず、刑法上の問題から申し上げますと、横領罪になるといふ点につきましては、すでに古く昭和九年の七月十九日の大審院の判決にございまして、この場合は、あらゆる場合が横領罪になるという点ではございませんで、その判決の内容をまた詳細に申し上げなければいけないかと存じますけれども、刑法上は原則としてそのものを第三者に不当に処分することは横領罪になるというところが、刑法上の問題として生じて参ります。

それから民法上の問題としては、これを第三者に販売した場合におきましては、民法の百九十二条の適用がある限りは、第三者たる丁は、当然甲に対して自己の所有権を主張することができるといふことがございまして、甲は丁に対して所有権に基づく返還請求ができません。それから次に、私法上の関係として保管義務がどういふふうになるかという点でございまして、売主主として所有権を保留するといふのは、第三者に対しては、未払い代金の債権を担保しようといふのがこの所有権保留の主たる目的であるから、実質的には買主の所有と同様に考へて、保管費用は買主たる乙が負担するし、買

主たる乙は自己のものに対すると同一の保管義務を負うにとどまる、さらに進んでは自分のものとして保険をつけることも妨げないといふべきであるといふのが学者の通説でございまして、このようないふことは、第七条がなくとも、所有権保留の規定を契約に設けることによりまして、全く同じ効果が生ずる。従ひまして、初めに企業局長から申し上げましたように、かりに第七条がなくとも、契約ではつきり規定しさえすれば、その通りになるというものが大体の考え方ではございまして、ただ先ほど申し上げましたように、多数の学者の議論の中では、これは一片の例文にすぎないといふような議論もありませんし、またやや古い判決でござい

ますが、そのような学説と同様な判決もございまして、この際法律で、この点ををはつきりいたしまして、何割かの所有権保留の規定を設けていないような場合、これは特にあまり大きな金額でもないとか、あるいは売主の方がやや経済的に弱い立場にあるといふような場合には、所有権保留のようないふ規定が設けられない場合もあるやうに聞いておりますので、そういうやうな場合も考へ合せて、法律で第七条の規定を設けるという方が適當ではないかといふのが、立法政策的な考え方として帰結した結論であります。

○田中(武)委員 私は七条のねらいは、いわゆる特約と同様のことをきめたとときには債權的な関係である、ところが七条によつて物權としての所有権に基づく追求をやらう、こういうところからねらいがあると思つたのですが、そうでないといふことがはつきりすれば、それでよろしい。ないのでね。

○吉國政府委員 その通りであります。

○田中(武)委員 そうすると、先ほど言われたように、停止条件付販売契約は、すでに成立してある、停止条件付の販売契約だ、こう解釈していいですね。

○吉國政府委員 その言葉づかいの問題でございまして、停止条件付販売契約ということになりますと、販売契約そのものが停止条件にかかっているという事でございまして、この場合は売買そのものはもうすでに成立してありまして、ただ所有権の移転の時期が一定の条件にかかっているという意味で、停止条件付移転というような言葉で呼ぶべきものではないかと思っております。

○田中(武)委員 そうすると、同じことの循環になつてくるのですが、横領罪の適用があるというのはいちよつと疑問が出てくる。しかし、それはあとに研究課題として置いておきたいと思いますが、たとえば自動車の販売の場合、所有権は甲にある。使用は乙がやっております。検査証は所有者と使用者と書いてあるから、所有者のところは甲、使用者のところは乙となるが、自動車税はどっちが納めるのですか。

○松尾(金)政府委員 地方税法によりまして、自動車税の規定の場合に、割賦販売の場合には、所有権を留保されておられますと、売り主と買い主との共有物とみなすということになります。税法上だけの形は共有物とみなして、事実上は買い主が自動車税を負担しておる状態であると思ひます。

○田中(武)委員 地方税にそんな規定がありますか。地方税法第四百五十五条

ですか、自動車はその所有者が自動車税を払ふことになっておりますね。

○松尾(金)政府委員 地方税法第四百五十五条の第二項におきまして、「自動車の売買があつた場合において売り主が当該自動車の所有権を留保しているときは、自動車税の賦課徴収については、当該自動車は、売り主及び買い主の共有物とみなす」という第二項が入つております。この共有物とみなすという規定を踏まえまして、地方の条例によりまして、第一次的には使用者が払う、しかしその使用者が第二次的のときには売り主、この場合では甲が負担しなければならぬという条例があるのが実情でございまして。

○田中(武)委員 これは税法において特別にそういう扱いをしておる、こういうことですか、共有物とみなすという規定ですね、こつちは推定ですよ。そうすると、所有権は甲に留保されておる、甲が持つておるといふ方が強いのではないですか。そつちはみなす、こつちは推定です。

○松尾(金)政府委員 地方税法第四百五十五条第二項におきましては、自動車税の賦課徴収についてはこういうふうなみなすということ、あくまでも徴税上技術的にこういうふうにしておると解釈するのだと思ひます。

○田中(武)委員 それでも現実にそういうふうによつておるわけですね。

○松尾(金)政府委員 私どもはそう承知いたしております。

○田中(武)委員 その規定は最近改正になったんですね。

○松尾(金)政府委員 ちょっと改正の時期はよく存じませんが、現行法はこの通りであるから間違いないと思ひ

ます。

○田中(武)委員 私の見たのはそんな規定がなかった。

それでは、先ほどの答弁からずっといくと、甲の債権者丁は、いわゆる甲の債権の取り立てをやるために、乙から丙に渡つたやつに対して強制執行できますか。先ほどの百九十二条が適用になるとか何とかいうことではできないという解釈が出てくると思うのですが、できますかどうか。

○松尾(金)政府委員 善意無過失で百九十二条の規定で第三者にいつておる場合は、もちろんできないわけであり

○田中(武)委員 わかりました。私はまだ条を追つて質問を続けるわけなんです、今、二条第二項の關係につきまして先ほど要求しておりました建設省の住宅局長が見えておるの、その点についてちよつとお伺ひいたします。

この割賦販売法というものは御存じですか。——そこでお伺ひしたいのですが、現在建物の販売業といひます、建物を建ててそれを割賦販売しておる業者がたくさんあると思う。頭金をとつて、何回かの賦払金で完済して、そして終わったときに所有権を移転する、こういう方法が多いと思うのですが、その方法でやつておるなら、こゝでいう割賦販売業と同じことをやつておる。ところが、この割賦販売法を今審議しておるわけですが、通産省の考え方では、建物等の月賦販売については実情はよくわからない、この法律の適用外に置きたい、こういうことなんです。そこで建設省にお伺ひしたいのですが、現在の建物の月賦販売

ですか、割賦販売の実情を一つお伺ひいたします。

○神田政府委員 建物の割賦販売につきましては現状を御説明申し上げますと、大体二通りの割賦販売の方法がございまして、一つは積立方式をとつておりまして、大体現在行なわれておりますのは、総額の約三分の一程度まで積み立てをいたしまして、積み立てが三分の一に達したときに建物の給付行為が行なわれるという、そういう一つは、やり方でございます。もう一つは、ただいまお述べになりましたような、最初に建物を作りまして、三分の一程度の額を即金で頭金として取りまして、自余の残額につきましては割賦弁済していくという方法と、二通りございまして。

この建て売り方式で、頭金を即金で取つてやつておりますのは、全国に相当の数がございまして、その数につきましては、小さなものでございまして、大工の棟梁などがやつておるものもございまして、数について把握はできないわけでございます。積立方式をとつておりますのは、現在稼働しておるそういう業者は、全国で六十から七十の会社があるように存じております。

○田中(武)委員 この家屋の月賦販売業者が六十あるということですが、中にはおかしなものもたくさんあると思ひます。いつか週刊誌等にも出ておりましたが、そのために、所有者というか購入者に相当迷惑をかけるとか、いろいろな問題を起しておるといふ事実がございまして、それは御承知でしょうか。

○神田政府委員 昨年週刊誌等に記事

がいろいろ載つた点でございまして、これは契約約款の中に、解約した場合に、今まで積み立てました金を返済する時期またはその手数料を差し引くといったような点につきまして、解約者側が非常に不利であるというところから、解約者側から、いろいろな割賦販売の制度につきまして種々の声が上がつておるわけでございます。

な昨年十月ごろかと思ひましたけれども、埼玉県下におきまして、大谷場荘という割賦販売業者のことにつきましていろいろ事件がございまして、ただいま刑事上の問題になつておるのがございまして、この方は、頭金を即金で納めて、あと割賦分譲していくというところの方でございまして。

○田中(武)委員 松尾局長にお伺ひしますが、この二条二項にいう定型的というところについて若干の疑問が残るといたしまして、今の建設省の住宅局長の話では、一般動産の割賦販売と何ら変わらぬ方法で行なわれておるといふことは、お認めになつておる。それから、頭金を取る、あるいは前払金を取るといふことは、本法十一條の前払式割賦販売の方法をとつておると思ひ

しかも、そのことにおいて購入者との間にトラブルを起し、問題化しておることは、一般動産にまさるとも劣らない実情である。その場合、二条二項の定型化という言葉があるから云々だけれども、これを修正することによつて、あるいは何らかの別個の規定を置くことによつて、この割賦販売法に対する基本法を作るならば、現に行なわれておる、しかも同じ方法において行なわれており、むしろ問題の多い家屋等の不動産の割賦販売もこの際入れるべ

がいろいろ載つた点でございまして、これは契約約款の中に、解約した場合に、今まで積み立てました金を返済する時期またはその手数料を差し引くといったような点につきまして、解約者側が非常に不利であるというところから、解約者側から、いろいろな割賦販売の制度につきまして種々の声が上がつておるわけでございます。

な昨年十月ごろかと思ひましたけれども、埼玉県下におきまして、大谷場荘という割賦販売業者のことにつきましていろいろ事件がございまして、ただいま刑事上の問題になつておるのがございまして、この方は、頭金を即金で納めて、あと割賦分譲していくというところの方でございまして。

○田中(武)委員 松尾局長にお伺ひしますが、この二条二項にいう定型的というところについて若干の疑問が残るといたしまして、今の建設省の住宅局長の話では、一般動産の割賦販売と何ら変わらぬ方法で行なわれておるといふことは、お認めになつておる。それから、頭金を取る、あるいは前払金を取るといふことは、本法十一條の前払式割賦販売の方法をとつておると思ひ

しかも、そのことにおいて購入者との間にトラブルを起し、問題化しておることは、一般動産にまさるとも劣らない実情である。その場合、二条二項の定型化という言葉があるから云々だけれども、これを修正することによつて、あるいは何らかの別個の規定を置くことによつて、この割賦販売法に対する基本法を作るならば、現に行なわれておる、しかも同じ方法において行なわれており、むしろ問題の多い家屋等の不動産の割賦販売もこの際入れるべ

がいろいろ載つた点でございまして、これは契約約款の中に、解約した場合に、今まで積み立てました金を返済する時期またはその手数料を差し引くといったような点につきまして、解約者側が非常に不利であるというところから、解約者側から、いろいろな割賦販売の制度につきまして種々の声が上がつておるわけでございます。

の検討をいたします際には一応相談を
してございます。しかしその相談の途
中におきまして、ここでいう指定商
品、この商品というものの中には不
動産は入らないという解釈を、通産
省は入らないということを建設省の
方にならうと、その商品の中に不
動産が入るかどうかの解釈論にも若
干問題がございましたが、私どもは
そういうふうに解釈をいたしました。
それに対して建設省の方で、そうい

とで間違いないでしょうねという念押し
の質問がございましたので、間違
いございませんというやりとりをいたし
ておりますから、この商品の中に不動
産は入らないという解釈で両者の意見
が一致しております。そういう意味
で、定型条件云々という問題以前に
ここで不動産を扱う意思は初めから
全然なかったということが、両者の間
で明確になっておるような経緯でござ
います。

○中井(一)委員 住宅局長にこの機会
にお尋ねしたいのですが、最近いわゆ
る住宅の制賦販売、また月賦建設とい
うような名のもとに行なわれるところ
の取引におきまして、ずいぶん弊害が
ある。そこで、これを取り締まる法令
を作ってもらいたいということが各方
面から出ておる。今建設省では、それ
について何らかの法令を作ることをお
考えになっておるのですか。

○神田政府委員 何らかの規制措置を
講じたいというので、検討しておる段
階でございます。

○中井(一)委員 それは検討だけです
か、ほんとうに作るつもりなんです
か。

○神田政府委員 いろいろむずかしい
問題がございますので、時間が相当か
かるということでございます。ただ
検討するということのじやなしに、何らか
そういった措置を具体的に講じたいと
いうつもりで、検討しておるわけでご
ざいます。

○中井(一)委員 実は今、本委員会
で問題になっておる物品の制賦販売法に
関連して思ひ出されるのは、今の住宅
の問題なんです。私もこの委員会
の審議の経過を聞いておまして、現

に弊害があるとせられるところの住宅
の月賦販売の問題が、非常に審議の進
行の上に影響している。それゆえ、こ
の機会にあなたにはつきりお聞きした
いことが二点ある。一点は、大体住宅
の月賦販売と称せられるものにはいろ
いろな形があるのだけれども、今現に研
究しておられるというあなたは、それ
をどういうふうに大別して見ておられ
るか、そのあなたの考え方というもの
が、将来できるであろうという法令の
基礎になるので、まずその考え方を
承りたい。

○神田政府委員 われわれが現在考え
ておる段階で申し上げますと、先ほど
申し上げましたように、積み立て方式
のものと建て売り形式のもの、さら
に給付契約を結ぶものでなしに、請負契
約を結ぶもの、大体そういう二つの組
み合せになっておるわけでございます。
問題は、昨年くらいからいろいろ週刊
誌等に記事にきざわております点
は、積み立て方式をとっておる事業
社についての非難等でございます。こ
れが解約された場合の契約約款の問題
でございますが、現在そういう積み
立て方式をとるものにつきましては、
やはり登録制度にいたすのが適当では
ないか、なお、建て売りの制賦販売に
つきましては、いろいろと不始末の起
きないよう、その法案の中に具体的
な規定を入れるということ、規制を
いたしたい、かように考えてお
るわけであります。

○中井(一)委員 そこで私が尋ねんと
するところに入つて参りました。あな
たの言われるその積み立て方式と建て
売り方式、この点を明らかにしないと
いうと、ほんとうの規制はできない。

そのことを今日この委員会の審議の上
で私は痛感をしたから、これをあなた
に尋ねておる。建て売り方式だと頭金
を取って、そして建てたものを住居
者に先に渡してしまふ。頭金を除いた
残額のものを何年かの間に、また何月
かの間に、これを割賦で払わしめる。
この契約の場合におきましては、でき
たものをまずもって住居者に渡してし
まうのだから、建て売り者と住居者と
の間においては、これは格段の強弱の
差がある。要するに、その家に住んで
しまった者は強い。住んでしまった以
上は、あとの残金を払おうが払うまい
が、これを立ちのかせるといふこと
は、事実上困難だ。こういうような場
合において、その両者の法をなすべき
ものありとするならば、一体いづれを
まず法の対象とすべきかということが
起くるのでありますが、あなたのお考
えは、この点についてどうお考えで
すか。

○神田政府委員 規制のいたし方とい
たしましては、全部、建て売り方式で
ありまして積み立て方式でありまして
も、規制の対象になるわけでございま
すが、最近非常な声が起きております
のは、積み立て方式が主でございます
ので、積み立て方式の制度につきま
しては、登録制を採用したいというよう
に考えておるわけでございます。

○中井(一)委員 そこで、積み立て方
式という言葉をどういふに理解して
いるのでありましようか。私どもの
理解するところによりますと、法律的な
言葉になるのですけれども、無尽業法
というものがありません。無尽業法の第
一条には、「本法ニ於テ無尽ト称スル

ハ一定ノ口数ト給付金額トヲ定メ定期
ニ掛金ヲ払込マシメ一口毎ニ抽籤、入
札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ対
シ金錢以外ノ財産ノ給付ヲ為スヲ謂
フ」ということが定められておるの
であります。積み立て方式は、すな
わちこの方法によつておるものと思
うのでありますが、大体御意見は違
うのでありましようか。

○神田政府委員 無尽業法の適用を受
けますのは、加入者がある一定の数に
なりまして、グループごとに契約をす
るわけでございます。現在その無尽業
法の適用を受けていない積み立て方
式をとつております月賦住宅会社等
は、これは随時加入して行くわけで
ございます。従つて不特定の加入者が次
次と入ってくるわけでございます。そ
の点が違つておるわけでございます。

○中井(一)委員 あなたはやはり、あ
まり実情をよく御承知になりません
ね。今の積み立て方式では、今あなた
のおっしゃるような方式でもとより
あるが、これは月々もしくは何年か
にわたつて一定金額の掛金をかけてい
く、それが終わった場合に初めて家を
建てる、こういうのも一つなんです。
今あなたのおっしゃったのは、その趣
旨のように聞こえました。それ以外
に、初めに申し上げました無尽方式で
もつてやっているやり方もある。問題
は、いづれにしても、金を先に
取つて品物をあとから渡すというこ
ろに問題がある。その建築会社が誠意
があり、かつ資産のあるものであるな
らば、その契約通り渡して参りますか
ら、差しつかえはない。金をとつただ
けでこれを建てるべき時期になつて建
てないということに、一般の非常な

混乱を来たす、迷惑を来たすというわ
けである。のみならず、先ほど申し
た無尽方式にしても、あなたのおし
る積み立て方式にしても、途中で解
約をする原因は主として掛金者の手元
が不如意になる、そういうようなため
に初めの契約通りの掛金がかけていけ
ないというような場合に、直ちにその金
を返さない。五年間の契約であつた
ならば五年先にまで、その期限の切
れるまで、その金は積み立てたまま置
いて返さない。のみならず、返す
ときには契約のために必要としたと称
するいろいろな費用を差し引いて、本
来ならば利息をつけて返さなければなら
ないものを、逆に残金から何がしかの
金を引いて返す。そこに建築会社は非
常な利益があり、掛金者は非常な損害
が起るわけなんです。これを押える
のでなければ、今、国民が困つてお
る、けんけんこうこうとして、この
まま捨てておいていいのかという問題
が解決されないわけですが、今御検
討中だということあなたには、そういう
事実を何とごらんになるか、承りた
い。

○神田政府委員 最初に無尽業法の関
係を申し上げますと、現在無尽業法の
適用を受けておりますのは、日本住宅
無尽会社というものが一つあるだけで
ございまして、それは大蔵省の厳重な監
督を受けて営業されております。その
ほかのものは無尽業法の対象外になつ
ておるわけでございます。御指摘のよ
うに契約約款におきまして、やむを得
ない解約者にとつてもかなり不利益な
条項が入つておるわけでございます。
そういう点につきましては、今後規制
をする場合に、契約約款等につきまし

ても相当具体的に解約者に不利益にならないという条項を入れて、法律上も規制しようというように考えておるわけでございます。

○中井(一)委員 最後に結論として、国家行政の立場から、こういう問題を規制せられるにあたって、当然建築業者を保護する建前で行くか、掛金者、住居者を保護する建前で行くかという問題は考えられなければならない根本問題だと思ふのです。その点について最後にお尋ねをしたいのですが、私どもは実際上、また法律上の現実の状況から見て、どこによりますと、もとより住宅の問題にしましても、給付のいうか、引き渡しの対象は建築物だ、それに対する代償は掛金、代金である。これが相向々対立して、そこに引き渡しと支払いという関係が起ってくる。元来ならば一種の双務契約ですから同時に支払うのが当然なんです。それを同時に引き渡し同時に支払うのが当然なんですが、そこが割賦だから、先に支払うかまた先に建物を給付するかということが起っている。私どもの経験によると、要するに先に出した者が弱くなる。金を先に出して建物をあとから建ててもらおうという場合においては、先に出した住居者が非常に弱い地位に立つ。金をとられてしまつて建築してくれない。事実上談判しても、法律上談判しても、なかなか解決できない。結局泣き寝入りというので、そこに非常に弱い立場が起くる。従つて、こういう場合にその取引を規制し、国家社会の安寧秩序の上からこれを押えていこうとするのならば、まずもって弱い立場にあるものを保護するというのが、その立法の本旨でなければならぬと思ふ。このことは、建物会社からいうと、建物を先に渡してしまつて、相手はそこに住んでいて、居住権も占有権もそこにある、そういうような事態を来した後に、何年かかたつて割賦金をもたつていくことになる。弱き立場に立つ。言い換えれば、金を払う者は非常に強い地位になる。金を払わないでも、直ちに立ちのかすわけにはいかない。要するに居すわり得です。金を払わぬでも知らぬ顔という場合が多々ある。そういうような場合においては、これを立法規制しようとするならば、弱き立場にある建物会社を保護し、強き立場にある掛金者、居住者というものを押さへ、こういうよう

に持つていくのが国家として当然なすべき方法だと思ふのであるが、この問題については御意見はどうであるか。これから後住宅の割賦問題について、何らかの法令を作られようとするならば、ここにその立法の本旨、精神がなければならぬ。あらかじめ承つておきたいと思ふ。

○神田政府委員 われわれといたしましては、業者並びにこれの利用者相互の関係が健全に今後発達していくように、つまり加入して月賦分譲を受ける方の側にも不利益にならないように、なお業者もいたしまして、民間資金の活用によつてできるだけ多くの建物が建設されるように、そういう両者の立場を考へて規制していきたい、かように考へております。

○中井(一)委員 これをもつて私の質問は終わりますが、これから規制の法令をお作りになろうというならば、単に両者の立場を公平にするという観念

的な議論ではだめなんです。その両者の立場が、場合によつては一方が強くなる場合もあり、他方がまた強くなる場合もある。この強弱の立場というのはその事態において違つてくるのです。これは現にこの委員会でも論じられていて、この物品の割賦販売においても同じことです。金を先に渡して品物をあとからもらうか、品物を先に渡してしまつて、金をはつぽつ払つてもらうかというところによつて、その立場は全然強弱相反する。そういう場合には両者を同じように見るといふことは、そもそも不公平です。立場が初めから違ふのです。差異があるのですから。それに対する国家の保護といふものは、弱きを保護し、強きを押さへるという形でなければ、その法律はりつぱな法律と言えないと思ふ。願わくば、あなた達の立場におきまして、住宅の問題についての割賦の法律を作られようとするならば、この現実の問題をよく考へ、その上で法令を作られるように切望してやみません。

○田中(武)委員 もうだいぶ時間も過ぎましたが、質問の切りまで終えておいて休憩といひますか、していただきます、こう思ひます。

七条に關連してでございますが、先日常委員会にこの法案に關連して参考人に来てもらつて意見を聞きました。そのときに割賦販売業の立場から人の意見の陳述には七条の権利移転の留保、所有権留保の条項、これと關連して自力救済の問題がでてきて、この規定があるから自力救済はやめることにいたしました、こういうことなどです。実際の契約を見てみますと、自力救済のいろいろな規定があるやうで

す。たとえば入つていつて持つて歸つてもかまわない、これを告発しないとかいうようなあれがあるやうですが、参考人の意見を聞いておると、自力救済の規定についてこへ入れなかつた、このことがいかにも自分たちの譲歩のような意見を述べておりました。私考えてみますのに、自力救済ということには厳格な制限がなくてはならぬと思ふ。たとえば約款等で家の中へ入つて持つて歸つても告発しないといつたやうな約款があります。ところが、そういうこと自体が契約にあつたとしても、そのものは民法九十条による公の秩序、善良の風俗に反する契約として当然無効だ、こういうやうに思ひますが、どういふやうな特約についてはいかがでしようか。

○松尾(金)政府委員 自力救済の特約の効力の問題は、この法案検討の過程においていろいろ論議がありました。おそれる今御指摘のございましたやうな法解釈が支配的であらうと思ひます。事実上先ほど申しました流通部会等がこの自力救済禁止の規定を置くかどうかについて議論がなされたのであります。が、今お話のやうなことから申しまして、自力救済禁止の規定を特に法律で設けなくても、今お話のやうな趣旨でおそらくそういうことになるだろう、逆にこの法案等で自力救済を特にこの場合だけ禁止をするというやうな規定を設けることは、かえつて反対解釈を生むおそれがあるというやうな観点から流通部会でそのやうな意見、禁止規定を設けたらどうかという意見があつたにもかかわらず、法文化する際にこの法文に盛りなかつたのは、大体において今御指摘のやうな線に沿うも

のであると思ひます。

○田中(武)委員 私の言わんとするところは、販賣業者の立場から自力救済の禁止の規定を入れるやうな交換のやうな雰囲気があつたと思ふ。私は先ほどから言つておるやうに、これに關する同様の特約があれば、七条はあつてもなくてもいいことになる、私は七条は必要ないじゃないかという立場をとつてゐる。そこで自力救済の禁止の規定を入れたかたといふことが、いかにも販賣業者の譲歩したかのごとき発言があつた。だから七条が必要だ、こういうやうな参考人の意見があつた。それで申し上げたわけですが、自力救済について行き過ぎたといひますが、そういう通行情行なれておるやうな約款は民法九十条で無効である、そういうことでははつきりすればけっこうです。七条は私は先ほど来の質疑で明らかになつて、あつてもなくともその特約があれば同じことだ、こういうことなら七条は考へるべきじゃないか、このやうに考へておるわけだ。

逆に今度は乙といひますか、購入者の方で占有しておる、それを持つて歸ろうとしたときに、今度乙の立場からの自力救済、いわゆる占有妨害に対する自力救済という立場が出てくると思ひますが、そういう点についてはどうでしようか。

○松尾(金)政府委員 私その辺の法律解釈について權威があるお答えはできないと思ひますけれども、そもそも自力救済をやる場合に問題になりますのは、特に割賦販売業者がその購入者の住居に立ち入つて自力救済をやる場合

が大部分であると思いますが、そういう場合には、従来やはり住居に立ち入るといふことについてすでに問題がある。また本人の意思に反して、あるいは本人に相当威迫を加えてそれを取り返すといふところに法律上問題があると思ひますが、それに対して今の御質問の購入者の方がどの程度まで抵抗と云ふか、防衛できるかといふ意味の御質問であらうと思ひますが、もともと相手は違法性のある行為をしていく際に、購入者は当然自分の権利の主張はできると思ひます。むしろその際にその購入者がさらにそれに暴力をもつて云々といふようなことで、いわゆる過剰防衛といふような問題は法律的に残るかと思ひますが、その辺は私これ以上權威のある答弁はできませんので、御了承を願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 法制局も大体そういう……。

○吉國政府委員 ただいまの御説明は、かりに契約が解除になりまして、甲が乙のところからその品物をとりに行ったといふ場合でございまいしょうか。

○田中(武)委員 契約が解除になってとりに行ったときには、解除自体が有効に成立してあるときには問題はないと思ひます。そうでなくて扱わなければ持つていくという王手飛車というやり方が現実には行なわれておられる。その場合占有者として占有妨害に対する自力救済が出てくると思ひます。流通部会で問題にした自力救済は、販売業者からの自力救済だけを問題にしておられたと思ひます。私の言つておられるのは、乙の側からの占有に基づく自力救済、こういうこともあり得るじゃないか、こう

申し上げておる。

○吉國政府委員 甲が法律上の力に基づいて乙のところからその品物を持つていったといふのは、今の場合には考えられませんが、甲がまず乙のところからその品物を持つていくといふこと自体に違法の問題が生じて参りますので、乙がさらにそれを自力救済するといふことは、その前の段階において甲の方が違法の状態でございますから、ちよつと考えられないといふふうに考えます。

○田中(武)委員 契約が合意の上で解除すれば問題はないと思ひます。そうでなくて、ちよつと金がおくれたら——この法律ができればどうか知りませんが、おくれたら持つて帰る、じゃ払え、こういう工合で持つて帰るといふ問題が起ると思ひます。そういうような場合に、今度乙の側からの占有妨害の自力救済といふものは、そういうものがあり得るのではないかと、こう申し上げておるのです。

○吉國政府委員 いずれにいたしましても乙が法律上の手段に訴えないで自力救済するといふことは、法律上はやはりできない問題であると言わざるを得ないと思ひます。

○田中(武)委員 そうすると自力救済という限りにおいては甲、乙とも自殺といふんですか、同じことだ、だから自力救済の禁止の規定を入れなかつたこと自体が販売業者の譲歩であり、われわれが控へ目にしたのであるといふような考え方は間違ひであるといふことを申し上げておきます。それでいいんですよ。

○吉國政府委員 その通りであらうと存じます。

○田中(武)委員 それではきょうはこの程度でやめておきます。

○中村委員 此の際午後一時三十分まで暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時四十七分開議

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○中村委員長 繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

前会に引き続き質疑を続行いたします。東海林君。

○東海林委員 この前私は専門的なことについてある程度質問したのでありますが、本日はそこで主として今回の改正案を中心として、こまかい点についてお伺ひをしてみたいと思ひます。

第一に、目標年度の変更でございしますが、御承知のようにこれは当初は三十六年度であり、それが三十七年度になり、今回さらに四十年年度に変更するといふふうには時限法の目標年度を変更するといふことは、本来の趣旨からいっても問題があるのではないかと、そこです。そこでお伺ひしたいことは、この目標年度の考え方、目標年度を設定する場合にどういふ事項を基礎として設定するといふ考え方になっておるか、その点の一つ、それから今回四十年年度とした具体的な根拠、この二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

○今井政府委員 目標年度がしばしば変わったじゃないかという御質問でござい

ますが、目標年度という観念は、御承知のように繊維工業は現在非常にたくさん過剰設備をかかえておりまして、現状におきましてはもう過剰でございまして、国民生活の向上によりまして需要もふえてきておる。その間設備の増設を押さえておきますれば、需要がふえて供給の方は停滞といふことで、設備の過剰度といふものがなくなるわけでございまして。そこで現在の設備と将来の繊維製品の需給関係、この二つをにらみまして、どの時限にいつたら大体設備の過不足はなくなるかといふことを、目標年度の大きな観念としておるわけでございまして。ところでこの法律の立案當時はこの目標年度を三十五年度としておりました、昨年の改正におきましてそれを三十七年度、今回改正をお願いしておりますのが四十年度ということになっておりますが、この三十年当時、法律を立案いたしました場合におきまして、三十五年の繊維製品の需要は二十四億五千万ポンドではないかといふふうには考えていたものでございまして。ところで需要につきましてはこれはちよつと三十五年度になりますけれども、それよりも少しふえるのではないかと、二十六億ポンド近くなるのではないかと、この動かない分子とございまして、この動かない分子として考えておりました設備の供給力がむしろ適にふえて参りまして、その意味から三十五年になりました、御承知のように依然として設備の過剰状態が続いておるといふことになったのでございまして。

設備がふえました理由といたしましては、一つはこの法律施行の際のかけ込み増設の問題もあるでございまして、けれども、一番大きなのはその後におきまして一台当たりの生産能率というものが非常に向上いたしました、その結果全体の設備台数はふえませんが供給力がふえた、それからさらに合機が非常に伸びて参りまして、そのためにそれに所要する合機紡機といふものを一部増設したといふふうな関係で、三十五年におきましてはもうそのころ、現在の三十七年度におきましても設備は依然として過剰である。紡績の設備台数で申しますと、現在約千六百万錠ございまして、三十五年におきましては三百万錠過剰でございまして、それが三十七年度におきましては二百万錠の過剰といふことになりまして、四十年度といふことになりまして、数字的には大体過剰不足がないという状態になります。従ひましてそういう意味から目標年度を四十年度に変更いたしました、四十年を目標にいたして合理化を行なうことが適切でないか、かように考えた次第でございまして。

○東海林委員 この条文の形からいいますと、目標年度の需給に合せて機械の処理をやっていくという形になっておるわけだが、ただいまの御説明によりまして、実はそうではないに、目標年度というのはいくつ必要と機械設備、いわゆる供給のもととなる機械台数といふものがマッチするに至る年を目標年度にしているのだ、こういうふうな説明のようでありまして、そのように理解していいわけでありまして、○今井政府委員 条文を解釈いたしますと、そういうことになるわけでございまして、この条文によりまして、目標年度における繊維製品の需給状況、

つまり目標年度におきまする繊維製品の需要がどれくらいあるか、そに対してその需要をまかなうための設備能力はどれくらい要するかということを意味しておるわけでございます。それが一つと、それからもう一つは、現在ございますところの登録された設備台数つまり目標年度における所要設備能力と現有設備能力とを比べまして、そこで過不足を考えていく、過不足のない状態が望ましい、こういうことでございます。

○東海林委員 現在の状況はこの前も御答弁がありましたように、紡績関係では二百万錠の過剰があるということになっておるわけですが、そうなりまして、過去の経験のように需要の伸びが現在の見込みとある程度違ってきたというふうな場合、また機械の新式化といえますか、改良が現在の見込みとある程度違ってきたというふうな場合には、これはまた目標年度をずらさなければならぬという問題が起きてくると思うのです。それではこの法律は時限法といながら、いつになってもめどがつかないというふうな妙な形になつてくると私は思うのです。ほんとうはそうでなしに、一応目標年度における需給というものがあつたならば、現在の機械台数もそれに合うように其同施設で適切に処理していくというのが本筋でなければいけないと思うのですが、どうも御説明を聞いておりますと私が前に申したように適なような気がするのですが、その点どうなんでしょうか。

○今井政府委員 確かに御説もつともその点があるのでございまして、たとえば機械の問題になりますと、機械に

つきましては確かに今まで非常に陳腐化されました非能力の設備がございまして、目標年度になりましては稼働する見込みのないようなものにつきましては、国が予算で補助金をつけまして廃棄してもらった、その結果過剰度というものが非常になくなった、こういう問題がございまして、ただいま申しましたのは、紡績の段階につきましては実は古い紡機というものは比較的少ないわけでございます。昭和二十五年以降にできました紡機が非常に多いわけでありまして、さういふ意味から申しますと、もちろんこの古い紡機については廃棄してもらつて、目標年度に至りまして、まだ使用価値があるというものにつきましては、廃棄してもらつたというところは国としていかにももったいないという問題もございまして、従つて廃棄のかわりに使用不能の状態で機械をたな上げ、格納してもらつたという形でもって現在処理しておるわけでございます。そこでこの法律は、目標年度における設備の過不足を見まして、過剰であればとにかく処理してすっきりした形にしようというところでございまして、もちろんそういう意味で、この目標年度というものを固定いたしました、その間非常に過剰のものがあつて、それを廃棄できれば一番すっきりした形になると思ひますけれども、ただいま申しましたような関係で、紡績につきましては設備が新しい、処理をするにはいかにももったいない、さりとてそのまま廃棄しないで、ほうっておくわけにもいかぬというところで、処理の別途の方法といったしまして格納、たな上げという形でやっ

ておる次第でございます。○東海林委員 そういたしますと、今後においても機械については廃棄することがあり得るが、紡機については格納か他に転用かということ、廃棄ということとは考えてない、こういうことでございまして。○今井政府委員 考えていないと申しますが、自発的に廃棄されるものはない、けつこうでございますけれども、国の指示としてはたまたまのところ考えておりません。○東海林委員 そうすると、これから四カ年延ばして五年あるわけですが、その間に今の計算では、ちょうど二百万錠は活用できる時期になるといふうに、はつきりしたお見通しを持つておるのかどうか。と同時に、今回四年延ばすのですが、政府としてはその後においては、もう延ばすというふうなことは考えておらないのか、そのとき状況によつては、また延ばすこともあり得るというふうに考えておるか、その点を一つ。○今井政府委員 四年延ばしていただきました、その後におきましては多少事情が変更になりましては延ばすことを考えておりません。と申しますのは、おそろくその状態におきましては、もちろん原料制当制というふうなものはなくなりまして、ほんとうの意味の自由経済で、そこに新しい秩序が生まれて参りまして、今までのようにやたらに設備を増設したいというふうな意欲はなくて、むしろ増設をする場合には良識を持つてするといふふうな新しい秩序に移行するといふ考え方でございまして、その状態におきましては延ばすことは考えておりません。

○東海林委員 それでは次の問題に移りたいと思ひます。共同行為の指示をする場合に、従来条文においては長期の見通しということだけであつたわけですが、さらに今度は当該年度の需給の状態とか輸出の状態ということが参り考事項といひますか、考慮すべき事項として入つたわけですか。これはやはり従来と同じように、主として考えられるのは、長期の見通し、こういうことでなければならぬと思うのです。実際に長期の見通しと短期の事情をかみ合わせる場合にいろいろ問題はあつたのではないかと思ひます。というのは、たとえば長期の見通しからいへば相当格納ということが考えられなければならぬのに、短期的には好況によりまして、相当波があると思つておるわけですが、そういうある程度好況だといふような場合には、長期の見通しと相当違つておる傾向のことが出てくると思つておるわけですが、そういう場合に長期の見通しというものを中心として、短期の見通しというものはよく参考的なものにするのか、そういう場合は短期の事情というものを相当重く考慮するのか、そこらの調整の問題をどういうふうにお考えですか。

○今井政府委員 現在紡績につきまして設備処理をやつております方法といひまして、一つはこの法律に基づきまして目標年度における過不足を見まして、その目標年度においてすら、なお過剰であるという部分につきましては、格納しております。それからその格納のほかに、業種によりましてはその格納だけでは非常に需給関係上生産ができ過ぎるというものにつきましては、御承知のように今までは行政措置

といひまして勧告操短をいたしております。たとえば毛紡で申しますと格納一五%それから勧告操短一五%ということをやつておるわけでございます。三十七年度に至りましては毛紡につきましては一五%なおかつ動かない。それは目標年度までにたとえば合繊紡といふふうな需要のございまして、ここに転換させたいといふふうな考えで、長期的な格納をやつておるわけでございます。

ところでこの法律が改正されるとどうなるかと申しますと、これはもちろん法律の建前からいたしまして目標年度における設備の過不足というものを中心的な考え方としていくわけでございますが、目標年度といふことになりまして、その間現在と数年のギャップがございまして、従つて現状における繊維製品の需給関係は相当違つて、輸出につきましては世界の景況によりまして相当波動があるといふこと、で、長期的な観点に基づく格納と、それから短期的な需給関係をも織り込みました、何と言ひますか第二格納とも申しますか、そういうふうな二つの格納を併用して参りたい。一つは非常に長期的な、おそろく数年間転換しない限りにおきましては格納するといひ建前の格納と、それからあと数カ月間の格納というものを併用して参りたい。しかしながらその運用にあたりましては、これはあくまでも不況対策じゃございまして、その設備の過剰といふものをいかにうまく処理していくかという問題でございまして、従ひましてこの短期的なものといへどもやたらに動かすということではなくて、できるだけ現在、たとえば毛紡におきまし

ては短期的なものは一五%というふうなことになるが、それを漸次解消していくように、あまりこまかくいじらないような、不況対策に随しないような方法をもって、慎重に運用して参りたいと思います。

○東海林委員 ただいまお話がありました従来毛紡について行政措置としての操短というものをやっておったという事なんですが、それと今度の短期の需給状況を参照しという本改正法によってやるという場合に、どういふ点が違ふのか、はっきりわからないので、そこを御説明願いたい。

○今井政府委員 行政措置によります操短は、当初の考え方は生産数量の調整という事に主眼がございまして、

初めは幾ら以上個々の企業は作っちゃいかぬというふうな形で運用していったのでございまして。現在はそれを改めまして、やはり設備を押えるという形でやっております。従いまして短期の操短といえども設備規制の力をかりながら現在やっておりますのでございまして。ところで行政措置に基づきますところのそういう短期的な需給調整措置というのは、御承知のように今まで政府の手に原綿、原毛の割当権という行政権がございまして、これが陰に陽ににらみとなりまして業界として協力していただいていた。ところが割当制度というものがないと、どうしてもそれとそれを法律上すっきりした制度に直す必要がある。法律上のすっきりした制度に直します場合におきまして、こういういわゆる操短と申しますか、あるいは生産数量の調整と申しますか、そういう概念というものを一応やめまして、この法律の本来の設備規制という

一本の方法によりまして、この長期的な観点はもちろんのこと、短期的な観点というものもある程度織り込みまして、設備規制という形でもって繊維工業自体をすっきりしていきたい。これは目標年度に向かいまして需要は一方ふえて参りますし、それから供給の方ではこれは原則として押えておるわけにございまして、その間合裁紡あたりが不足して参ると、綿紡あるいは毛紡、スワ紡あたり余った部門から足りない部門に転換していく、それによりまして紡績の過剰度というものはだんだん解消する、そして間接的に市況が安定し、輸出の振興にも寄与するのではな

いかという考え方でございまして。

○東海林委員 今の点はなかなかむずかしいような点があるのですが、この前、この独禁法との関連の点とあわせての伺ひしたわけなんです、今までの生産の調整というふうな形が相当強く出ておった。しかし今度の改正でいくと、そういう点ではなくて、これは設備の規制ということで、最終的には同じような目的を達成しようとしておるのだ、こういうふうな理解していいわけですか。

○今井政府委員 その通りでござい

○東海林委員 次の問題ですが、アウトサイダー規則の問題について伺ひたいと思ひます。従来機械につきましては組合で規程を作つて共同処理した場合には、きわめて一部のものがそれに従わなかった場合にはアウトサイダーの規制をするという規定があつたようですが、今度紡績部面について三分の二以上のものが共同行為をやつて、それ

以外のものがそれに従わなかった場合には規制をするというふうな規定のようでございます。私は同じ一つの法律の中には、片一方には指示に従わないものは三分の一以下ということになるのですが、片一方は「極めて少い」というような、同じアウトサイダー規制に、こういう非常に違つた規定の仕方があるのは形式的にどうかと思うのですが、この点はどうかと思ひます。それから「極めて少い」というような表現ですが、これは数字的にいうと一体どの程度以下を指しておるか、そういうような点について伺ひしたいと思ひます。

○今井政府委員 今の御質問は形式的にはもつともなんでもありますが、この書き方を、機械の場合はきわめて少ないこと、それから紡績の場合は三分の一としましては、二つ考えられるのでございまして、一つは機械の場合におきましては、処理の方法といたしまして廃棄ということを考えているわけにござい

ます。従いまして、廃棄というのは、個々の企業にとりましては非常に重要なことでございまして、かたや紡績の場合は格納、たな上げ、つまり財産として残っているのだけれども、それを一時たな上げておくという形を考へておるわけにございまして。従いまして、廃棄という点につきましては、実質的にアウト・サイダーが少ないことが望ましいという点が一つでござい

ます。それからもう一つは、機械の場合におきましては、これは中小企業団体法の改正されます以前の中小企業安定法のいわゆる二項方式というのがございまして、これは国全体が自主的に調整規定を作りまして、その調整規定の認可を受けまして、そしてその組合に入っていない他の人にその組合の調整規定に従つてもらふという形になっておりました。あくまでもインシアチブは組合自体が自主的にとつておる。従いまして、そういう場合にはアウト・サイダーはきわめて少ないことが望ましい。ところで紡績の場合、今度挿入されますところのアウト・サイダー命令は、これは業界の自発的な意思というよりも、国が産業政策上必要なりという事で、二十四条に従ひまして指示するわけにございまして、そしてそれに基つて、この指示内容とし

ましては相当こまかいことまで国がきめまして、それを業界で受けて立つていただいて共同行為をしていただく、つまり重要事項はほとんど全部国の意思によりましてきめるわけにござい

ます。従いまして、その場合にアウト・サイダーがきわめて少ないということにやなくて、三分の一程度、大多数のものが中へ入つておればそれでいいんじゃないか、つまり業界が勝手なと申しては何でございまして、インシアチブをとる場合は、業界自体が大多数とま

るいは一割五分とかいうふうな定義はないのでございまして、従来機械の段階の組合は、アウト・サイダーが幸いにいたしまして非常に少ない関係で、そういう問題が起つておりません。

○東海林委員 そうすると、ただいまの説明ですと、機械については業界の組合員による自発的な共同使用というふうな響きを受けたのですが、これもやはり目標年度における需給関係ということを見て、国が指示する方針に従つてやるのですから、手続的には確かに組合が先にとつてやるという点では、国の意思に従つてやるという点では、私は紡績の場合と変わりがないと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○今井政府委員 先ほど申しましたように機械の場合につきましては、国が指示するのでありますけれども、あくまでもそれは中小企業団体法の調整規定を尊重しながらやるわけにございまして、中小企業団体法は御承知のように業界の自発的な総意というものを非常に尊重しておるわけにござい

ます。特に安定法当時におきましては、二項命令というものがございまして、国の意思は第二として、業界の自発的な意思を支持する。その場合におきましては、業界自体としてほとんど大部分がまとまっていなければならぬという観念で運用しておりましたので、こういう規定になっておるわけにござい

なっておりますか。そこがうまく一致するようになっておるのかどうか、そこをお伺いしたい。

○今井政府委員 この機械の処理の方につきましては、これは機械をお持ちの方が機屋さんという大部分中小企業でございます。従いまして、自分で処理することができないということで国が補助金を出しまして、約三年間にわたって処理をしておたわけでございます。その際に業界と相談いたしまして、たとえばこの処理台数というものが非常に過剰になりますれば、業界としてはそれに応じられない、国の予算の範囲ということになりますので、どうしてもある程度慎重にやるというふうな形になって運用して参ったのでございます。

それから紡機の関係につきまして、先ほど申しましたように、廃棄という形でなしに、格納という形でやっておりますので、別に財産権の侵害にはならぬ、使用は一時停止されますけれども、たな上げというふうな形でやっておりますので、従いまして、業界の安定という立場からいいますと、業界自体支障のない限り協力してもらうことが適当であり、またそれが必要な場合には国家意思を積極的に業界に示すということで差しつかえないのではないかと、かように考えておる次第でございます。

○東海林委員 そうすると機械の場合は、実際はこうじゃないですか。国は大体処理したいという台数を考えて、それに必要な予算というものを一応きめる、そしてそれを業界に示して希望者を募ってやる、こういう形になるのじゃないですか。従って業界の自主

的な立場とか何とかいうのではなしに、国の予算措置との関連において、そこらがきまってくるというふうな理解する方が正直な理解の仕方じゃないですか。

○今井政府委員 実質的にはその通りでございますが、法律に表わします場合には、あくまでもやはり中小企業団体の法的建前、あるいはこの母法になつております中小企業安定法の二項命令、それに平仄を合わせるということになりますと、こういう表現にならざるを得ないということでございます。

○東海林委員 その点はわかりました。そこで機械について従来廃棄するものについて予算措置があつたのですが、ことしの予算関係並びに今後においてはこういうことになっておりますか。予算関係の一つ伺いたい。

○今井政府委員 一昨年、昨年の中小企業の不況に対応しまして、三十三年度、三十四年度におきましては、国会の御協力を得まして合計十四億円の予算を機械処理として計上いたしました。それをもちましてたしか約六万台だと思いましたが、機械の廃棄をいたしておりますが現在におきましては、その効果といつたしまして、機械の方は総体の台数というものは非常に少なくなりまして、その結果、そういう問題も手伝いまして、業界も安定しております。従いまして三十五年度におきましては予算を組んではおりませんし、また今後機屋さんの段階におきましては、ある程度すっきりした状態になつておりますので、今のところ組む必要はないと考えております。

○東海林委員 そうすると、その機械

についての予算はあまり要らないというお話であります。本法の施行関係において通産省でどの程度の予算をとつておるか、この点お伺いいたします。

○今井政府委員 今年度の予算といたしましては、主として無登録紡機の取り締まりの費用といたしまして、六百万円計上してございます。

○東海林委員 それからさつき目標年度のことは聞いたのですが、法律の有効期間の問題です。これは目標年度とこの法律の有効期間というものは必ず一致しなければならぬのかどうかという点ですが、たしか、あれは当初は同じだつたのですか。一年ずれておつたような気がするのですが、いかがですか。

○今井政府委員 当初は法律の有効期間が五年でございまして、そして三十六年六月をもちまして、法律が終期になる。その際の目標年度というのは三十五年度ということになつておつたわけでございますが、昨年の改正におきまして、新たに化学繊維並びに合成繊維が入りました。化学繊維並びに合成繊維ということになりましたと、相当建設に期間が要するというので、目標年度を、終期が三十六年六月であるにもかかわらず、三十七年ということにいたしましたのでございます。今回の改正におきましては、四年間延長していただきますと、終期は四十年六月ということになります。その年度が一番適当じゃないか。必ずしも理論的につながつておりませんが、大体切れる期間というふうな考えの方が妥当じゃないかと考えております。

○東海林委員 そこでその法律の切れ

たときの状態の問題なのですが、先ほど四年延長して、その後は延長ということとは考えていないのだ、その時期になれば紡機についても需要と大体マッチする程度にいくのだから、大した混乱は起きないだろう、こういうふうな御答弁だつたように理解しておるわけですが、今度の法律でも長期の見通しと短期の見通しということがあるわけですか。たしかに長期の見通しから言え

ば、一応そういう観点は言えると思うのです。しかしこの短期の見通しからいふ場合には、終期において必ずしもそういうふうな状態であるかどうかという点とは、これはちよつと予測できないと思ふのですが、そういうような場合には、特に法律が終つたという場合合には、やはり相当な混乱が生ずる場合があり得るというふうには私は考えるわけですが、そういうふうな点について、何らか考えておられるかどうか、その点を伺いたい。

○今井政府委員 ただいまのところ何も考えていないのでございます。もちろん短期的には設備が余るというふうな問題もあるかと思ひますが、それは業界で、業界と申しますか、個々の企業の判断によりまして運営してもらつてより仕方がないというふうな考えでおります。

○東海林委員 今の答弁に私はむしろ賛成なのです。結局原料の自由化をやつて、公正な競争によつて業界の体質改善をはかり、健全な発展をやつていくというふうな場合に、いつまでもこういうような、悪い言落で言えは官僚制的なことでもつてやつていくというふうなことは、自由化の趣旨から見てもおもしろくない。こういうよう

な措置はできるだけ短期間でもう終わるべきじゃないか、こういうような感じがするわけですが、従つて今の答弁で私はむしろ満足です。

そこでもう一つお伺いしたいのは、この審議会の問題でございますが、あるいはこれは本委員会でも質問が出たかもしれないが、この間いただきまして資料によりまして、この審議会のメンバーの中にいわゆる従業員の代表と目せられる委員が非常に少ないという点でございます。先般もちよつと触れましたように、従来外国で日本の繊維製品について非難があつたのは、要するに日本の低賃金から来る廉売、投げ売り、そういうような点について非常な非難があつた。従つて今後日本の繊維製品の海外における信用を獲得する意味におきましては、どうしてもこの繊維関係における労働者の問題というものを十分近代的なものにして、そうして外国からのそういうような非難をなくする、同時に繊維業の健全な発展をしなければならぬというふうなことを考えるわけですが、そういうような意味からいいますと、従来のような審議会の委員の構成では、非常に不十分じゃないかというふうな感じがいたすわけでありまして、そういう点について考えておられるかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○今井政府委員 ただいまの審議会と申しますのは、この法律の繊維工業設備審議会のことだと思ひますが、設備審議会のメンバーといたしましては、全体の委員の方が五十名おられまして、そのうち労働関係の代表としては五名でございます。それからさらに専門委員としてほかに二名お願いしてお

りまして、合計七名であります。従来の運用では、ただいまのところこれで特に不足というふうなことはなかったのでございますが、今後労働問題がますます重要になりますので、必要に應じまして私の方は専門委員等の増員というふうな形で考えてしかるべきじゃないかというふうに考えております。

○東海林委員 それでは私の質問は大体以上で終わりたいと思うのですが、私はこの前一番初めに申し上げましたように、この原料の自由化に対処する国の政策として、さしあたつての過渡的な措置としてこの法案を出したというわけでありますが、さらにいろいろとこの繊維業の発展のためには、今後の自由化の進行の程度に伴つて適切な対策をやつていくという政府の御答弁をこの前いただいたわけですが、そういう点、特に遺憾のないように、積極的な部面の国の政策ということをお願いしまして終わりたいと思います。

○中村委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十三日金曜日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後二時二十九分散会

昭和三十五年五月十六日印刷

昭和三十五年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局